

## 利用運送委託契約書

4000 円  
収入印紙

一般貨物自動車運送事業者を営む (以下甲と称す) と  
「第一種貨物利用運送事業」を営む 株式会社アクティオトランスポート (以下乙と称す) は利用  
運送業務に関して下記条項により契約を締結する。

### 第 1 条 (目的)

乙は甲に、乙の指定する貨物を運送する業務 (第 2 条に記載の乙が甲に委託する業務、以下「本  
件業務」という) を委託し、その対価として所定の運賃・料金を甲に支払うことを約し、甲は  
乙の委託の趣旨に従い本件業務を忠実に履行することを約すものである。

### 第 2 条 (業務の範囲)

荷主 (以下丙と称す) の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は実運送にあたり、  
乙は利用運送に従事するものとする。乙が甲に委託する業務は次の通りとする。

- 乙の指定する貨物を乙の指定する場所から指示された場所へ運送する業務
- 貨物の積込み、取卸し
- 前号に定める業務の附帯業務 (横持ち、縦持ち、一定の時間・技能・機器を必要とする業務)

### 第 3 条 (連絡運輸の禁止)

甲は、本件業務を遂行するにあたり、乙の書面による同意がある場合を除き、連絡運輸 (他の  
運送機関と連絡して行なう運送) を使用してはならない。

### 第 4 条 (運送依頼方法、個別契約の成立)

- 乙が甲に本件業務を依頼する場合、出発先・出発時間、到着先・到着時間、積載重量、運  
送料金等を明記した「配送指示書」を発信する。
- 甲は乙に、車種、車両情報他を明記した「運送引受書」の発信をもって、個別契約が成立  
するものとする。
- 甲は、「配送指示書」を受領した日を含めて 3 営業日以内に「運送引受書」を発信するもの  
とし、期限内に発信がない場合は、「配送指示書」の記載内容を承諾したものとみなす。
- 乙は甲の承諾を得て配送指示書を「電磁的方法により提供」することができる。

### 第 5 条 (運送責任の分野)

- 貨物は、丙が甲に引渡したときから甲の責任とする。
- 貨物は、甲が丙または丙の顧客へ引き渡したときから甲の責任が免れる。
- 甲が丙または丙の顧客の設備を使用し貨物の積卸しを行った場合、同設備の利用 (同設備  
に欠陥があった場合も含む) に伴って事故が発生した場合の責任も含め、積卸しの責任は  
甲が負うものとする。

### 第 6 条 (法令等遵守の義務)

甲は本件業務にあたり、一般貨物運送事業者として運送作業に関する法令、労働者の使用に関  
する法令、その他法令、監督官庁の行政指導および乙の指示を遵守しなくてはならない。

### 第 7 条 (契約時に必要な書類)

- 本契約時に甲は乙へ次の書類を提出するものとする。
  - 一般貨物自動車運送事業許可証
  - 貨物に係る保険内容が記載された書類
  - 従業員の資格証一覧
  - 労働者災害補償保険の加入証明書
  - 運送車両の自動車保険の内容が記載された書類
  - 過去 3 年間の決算書類
- 甲は、前項の内容を定期的に確認するものとし、前項の内容に変更があった場合、甲は速  
やかに乙に変更後の内容が記載された書類を提出する。
- 甲は、乙、丙または丙の顧客から第 1 項の書類の提示を求められた場合、乙に速やかに提  
示する。
- 甲は、乙が第 1 項の書類を丙に提供することに同意する。
- 甲は、第 1 項③の書類を乙に提出するにあたり、以下の事項について、当該従業員の了承  
を得たうえで提供しなければならない。
  - 第 1 項③の書類または同書類に記載された情報を乙及び丙に提供すること

### 第 8 条 (労働者災害補償保険)

本件業務上に於いて、甲の従業員が人身上の傷害 (死亡を含む) を受けた場合については甲が  
一切の解決を図るものとし、乙はその責を負わないものとする。

### 第 9 条 (丙に対する責任、損害賠償)

本件業務中の貨物事故の損害について、丙に対しての運送責任は乙が負うものとする。但し、  
損害賠償については下記の通り、甲乙協議を行うものとする。

- 甲は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失若しくは損傷し、若しくはそれら  
の原因が生じ、又は貨物が延着したとき (以下「貨物の滅失等」という。) は、これによっ  
て生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、甲が貨物の受取、運送、保管及び引渡しに  
ついて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- 甲は、交通渋滞、道路工事、出発時間の遅延等の自己の責に帰する事のできない事由、  
または天災地変などにより、本件業務を遂行することができなかつたことを証明した場  
合、これにより生じた損害については、甲乙協議のうえ分担するものとする。
- 乙は、貨物の滅失等により丙に生じた損害を賠償したときは、甲に対し、丙に賠償した額  
を求償する事ができる。
- 前項による乙の甲に対する求償権の範囲は、乙が甲に特段の通知をしない限り、標準貨物  
自動車運送約款 (運輸省告示第 575 号) または標準貨物自動車利用運送約款 (運輸省告示  
第 579 号) によるものとする。
- 甲は、貨物事故につき故意又は重大な過失がある場合は、前項の規定にかかわらず、乙に  
対し、乙に生じた一切の損害を賠償するものとする。

#### 第 10 条（事故発生の通知）

甲は、次の事態が発生した場合には直ちにその状況を乙に連絡し、その後の指示を受けるものとする。

1. 甲の貨物が滅失・毀損、落下、その他の異常を発見した時。
2. 運送業務中、交通事故、渋滞、天候等により到着時刻が遅延する場合。
3. 乙または丙の顧客との間でクレーム、トラブル等があった場合。
4. 車両故障、運転手の体調不良など、本件業務を遂行できない場合。

#### 第 11 条（事故の処理）

本件業務中に発生した交通事故については、甲が責任をもって処理をすることとし、乙はその責を負わないものとする。丙または丙の顧客が管理または関係する場所で事故が発生した場合、甲乙協議の上、これを処理するものとする。

#### 第 12 条（運賃・料金、附帯作業料金の諸費用）

本件業務にかかる運賃、待機時間料、貨物の積込み・取卸しおよび附帯業務の料金は、別紙運賃表に記載の金額を基本とする。高速代・燃料代・タクシー代他は実費とする。

#### 第 13 条（運賃・料金の改定）

運賃・料金については契約期間中でも、燃料の高騰、公租公課の変更、消費税の見直しなどその他の理由から不相当となった時は、甲乙協議のうえ改定することができる。

#### 第 14 条（運賃・料金の請求及び支払）

1. 第 12 条に定める運賃・料金の精算は毎月末日に締切り、乙へ請求書を送付する。
  - ・乙より（甲が代行）丙への請求額：単独発注合計額。
  - ・甲より乙への請求額：単独発注額の 95%。但し、請求月額合計にて計算する。
2. 乙は翌月末（当該日が銀行の休業日に該当する場合は、それ以前の最初の営業日）に甲へ支払うものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。
3. 乙から甲への支払い方法については、別途覚書を締結する。
4. 乙は、立替金、賠償金、求償金その他の債権のうち、その弁済期の到来しているものは、甲に対する支払代金と相殺することができる。

#### 第 15 条（アクティオグループ物流協議会への推薦）

乙は、アクティオグループ物流協議会に甲を推薦する。甲は、同協議会会則を了承のうえ、同協議会に入会申込書を提出し、同協議会の役員会の承認を得ることにより、同協議会に入会することができる。同協議会の入会金・会費は無料とし、同協議会は、甲に対し、種々のサービスを提供するものとする。

#### 第 16 条（配送アプリの使用）

甲は、乙が提供する「配送アプリ」を甲・乙両者の業務の効率化の為に原則使用することとする。ただし、甲がシステム上「配送アプリ」の使用が困難な場合等については、甲及び乙は「配送アプリ」の取扱い等について協議のうえ決定するものとする。

#### 第 17 条（善管注意義務、機密保持）

甲は本件業務の実施にあたり、善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行するものとする。甲および乙は、本件業務を遂行するうえで知り得た相手方の秘密を、本契約期間中および契約終了後または契約解除後 2 年間は第三者に漏らしてはならない。

#### 第 18 条（反社会的勢力でないことの表明）

甲および乙のいずれかが次の各号に該当する場合、甲または乙は契約の拒絶および解除をすることができる。

1. 暴力団等反社会的勢力であること、または反社会的勢力と関わり、繋がりがあると判断したとき。
2. 法人の場合、その役員および実質的に経営権を有する者の何れかが、反社会的勢力であること。または反社会的勢力と関わり、繋がりがあること。
3. 取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いたとき、若しくは甲または乙の信用を毀損し業務を妨害したとき。
4. 甲または乙の従業員その他関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは不当な負担を要求したとき。
5. 反社会的勢力に資金提供を行っていること、または法人である場合は、その役員および実質的に経営権を有する者の何れかが、反社会的勢力に資金提供を行っていること。

#### 第 19 条（権利譲渡の禁止）

甲および乙は、本契約から生じる権利義務を第三者へ譲渡してはならない。

#### 第 20 条（他社との同種契約）

甲は乙の営業地区と認められる地区に乙と同一業務と見なされる業務（直営店、代理店、その他）を開設しようとするときは、乙と協議を要する。

#### 第 21 条（契約の期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から 1 年間とする。  
ただし、期間満了の 3 か月前までに双方より書類による別段の意思表示がないときは、本契約は同一条件にて更に 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

#### 第 22 条（中途解約）

甲および乙は本契約期間中であっても、正当な理由のある場合、相手方への文書による 6 か月前の予告により、本契約を解約することができる。

#### 第 23 条（契約の解除）

甲および乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約上の義務を履行しない場合、相手方に義務の履行を求める通知・催告をしても改善されないときは、本契約の全部または一部を解除できるものとし、これより被った損害の賠償請求をすることができる。

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当したときは、相手方に対する催告を要せず、本契約の全部または一部を解除することができる。
  - ① 本契約の各条項について重大な違反があるとき。

- ② 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または整理、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てたとき。
  - ③ 自ら振出しもしくは引き受けた手形、または小切手につき不渡りとなる等、支払停止状態に至ったとき。
  - ④ 監督官庁より営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
  - ⑤ 事業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき。
  - ⑥ その他資産、信用状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
2. 前項の解除は、損害賠償の請求を妨げない。
  3. 甲または乙は、第1項各号に規定する事由に該当した場合には、相手方に対する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

#### 第24条 (契約の定めのない事項)

1. 本契約に定めなき事項、及び疑義を生じた事項については、標準貨物自動車運送約款 (運輸省告示第575号)、または、標準貨物自動車利用運送約款 (運輸省告示第579号)、トラック運送業における書面化ガイドライン (国土交通省) 等に従い甲乙ともに誠意を持って協議の上決定する。なお、告示またはガイドライン等が本契約締結後に改正されたときは常に最新のものに従うものとする。
2. 甲及び乙は、前項にかかわらず、本契約に定めがある場合は、運送約款の適用が排除されることを確認する。

#### 第25条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本契約に関する一切の訴訟については、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

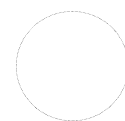
上記の通り、本契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、各自1通保有するものとする。

年 月 日

本契約において効力の発生日は甲乙が電子署名を施した後、タイムスタンプによる改ざん防止が施された時点からとする。

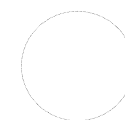
甲 (運送会社)

住所 :  
名称 :



乙

住所 : 東京都江東区新砂3-6-41  
名称 : 株式会社アクティオトランスポート  
代表取締役 小川 好男



- 2023年10月 変更) 第14条2項  
追加) 本契約において効力の発生日は甲乙が電子署名を施した後、タイムスタンプによる改ざん防止が施した時点からとする。
- 2023年11月 追加) 第6条  
2024年07月 変更・追加) 第2条2項  
追加) 第2条3項  
変更・追加) 第12条  
追加) 第24条  
統一) 本件業務の用語に統一
- 2024年9月 追加) 第7条1項⑥  
追加) 第15条  
追加) 第16条
- 2024年11月 削除) 第7条5項②